

条例の改正内容①

条例の名称変更

長野市 ポイ捨て及び道路上における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例(仮称)

第1条 目的 ⇒ 市民等の安全の確保について目的に追加

この条例は、ポイ捨て 及び道路上における喫煙等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに…(中略) 市民等の身体及び財産の安全を確保し、かつ、ごみのないきれいなまちの実現を図り、もって良好で快適な市民等の…(以下略)

第2条 定義 ⇒ 「道路上における喫煙等」、「たばこ」、「喫煙等」などについて追加

道路上における喫煙等	道路等において喫煙等をする事
道路等	道路、公園その他屋外の公共の場所
たばこ	たばこ事業法によるたばこ
喫煙等	火のついたたばこを吸う行為又は持つ行為

●「たばこ」の定義についての考え方

・「ポイ捨て」の原因となるため、**全てのたばこを対象**とする。

⇒ たばこ事業法によるたばこ

① 燃焼により使用する製造たばこ = 紙巻たばこや葉巻

② 燃焼以外の方法により使用する製造たばこ = 電気加熱式たばこ等

→ カプセルやフィルターなど、吸い殻と同等のごみが発生

●「喫煙」の定義についての考え方

条例の目的

(現行) ごみのないきれいなまちの実現 (ポイ捨ての防止)

(現行) 市民等の良好で快適な生活環境の確保

(追加) 市民等の身体及び財産の安全の確保 (火傷・火事の防止)

⇒ 火傷や火事等の危険性の観点から、「**火のついたたばこ**」を対象とする。

⇒ 電気加熱式たばこについては、喫煙の対象とはしないが、マナーの観点から使用に当たって、周りの人の迷惑とならないよう促す

条例の改正内容②

第4条 市民等の責務 ⇒ より具体的な内容を追加する。

市民等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 道路等において自ら生じさせた**吸い殻及び空き缶等**を持ち帰り、又は回収容器に収納すること。
- (2) 道路等において喫煙する場合において、**灰皿の設置されている場所**で喫煙すること又は**携帯用吸い殻入れ**を使用すること
- (3) 道路等で喫煙する場合において、**歩きながらたばこを吸う行為等の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。**
- (4) 道路等で**電気加熱式たばこ**を吸う場合において、**歩きながら吸う行為等のマナーに反する行為をしないよう努めること。**
- (5) **たばこの火を適正に管理し、周囲の者に対する安全の確保に努めること。**
- (6) 飼い犬等に散歩、運動等をさせる場合においては、**ふんを処理するための用具を携帯し、当該飼い犬等のふんをその用具により適正に処理すること。**

条例改正の改正内容③

第8条 道路等における喫煙の禁止**** ⇒ **努力義務を規制にする(全市域が対象)**

市民等は、身体及び財産の安全の確保とたばこの吸い殻の散乱を未然に防止するため、次の各号のいずれかに該当するときは、道路等において喫煙してはならない。

- (1) 歩行しているとき又は自転車等に乗車しているとき
- (2) 灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき

第11条 重点地区の指定 ⇒ **指定の理由を追加する**

ポイ捨て及び喫煙等による被害を防止するため、重点地区を指定することができる。

第12条 重点地区内における禁止行為 ⇒ **指定場所以外での喫煙禁止を追加する**

何人も、重点地区内においては、正当な権原*に基づく吸い殻入れが設置されている場合を除き、道路等で喫煙をしてはならない。

*権原とは
ある行為を正当なものにする法律上の原因

条例の改定内容④

第14条 過料 ⇒ 追加する

重点地区内において、第7条(ポイ捨て禁止)及び第12条(指定場所以外での喫煙禁止)の規定に違反した者は、**5万円以下の過料に処する。**

【過料の金額設定根拠について】

- ◇**地方自治法**による罰則(過料) **金額の上限が5万円**であること
- ◇本条例に定める「道路等」(公共の場所)に含まれる「公園」の管理について定めている**長野市都市公園条例**第17条において、罰則規定(過料)が**「5万円以下」**で規定されていること

☆長野市都市公園条例第5条(行為の禁止)

都市公園内を損傷し、又は汚損すること

竹木を伐採し、または採取すること

鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること

はり紙、はり札その他広告物を表示し、又は掲出すること ほか

- ◇他の長野市の条例の罰則規定(過料)がほぼ「5万円以下」であること
(長野市個人情報保護条例、長野市法定外公共物の管理に関する条例 など)
- ◇ただし、重点地区を指定した際の**実際の徴収金額は、別途定める。**

地方自治法（第14条）（抜粋）

- 1 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる。
- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するものには、法令の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない
- 3 普通地方公共団体は、法令に定めのあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反したものに対し、二年以下の懲役もしくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑又は**五万円以下の過料**を科する旨の規定を設けることができる。

罰金：刑法上の刑罰

過料：法令に従わない者に対する制裁（行政処分）

○実際の徴収金額について

自治体名	条例での罰則	実際の徴収金額	備考
千代田区	過料 2万円以下	2,000円	現場にて違反者に対し徴収しやすく、また再び違反しにくい金額
千葉市	過料 2万円以下	2,000円	周辺都市との調整
長野市 (放置自転車)	金額の明示なし	1,000円	撤去作業等にかかる1台当たりの経費(人件費、運送費等)を積算したものの